

1. 「千曲市協働のまちづくり指針」策定経過

年月日	内 容	備 考
25. 5.22	○「千曲市協働のまちづくり指針」策定方針決定	
25. 5.30	○「協働」についての基礎講座 講師：特定非営利活動法人 SCOP 理事長 鷺見真一（千曲市協働推進 AD） ①10：00～11：30（戸倉庁舎） ②14：30～16：00（更埴庁舎）	対象：全部課長 (31名出席)
25. 6.26	○第1回策定委員会（13：30～更埴庁舎） ・「協働のまちづくり指針」策定方針について ・策定スケジュールについて 他	
25. 7.16 ～8.31	○職員のパートナーシップの活用 「区・自治会役員へのヒアリング」	(68区・自治会) (職員数・134名)
25. 7.18	○第1回ワーキングチーム合同会議（13：30～戸倉庁舎） ・基礎講座「協働」について [講師] 特定非営利活動法人 SCOP 理事長 鷺見真一（千曲市協働推進 AD） ・テーマ「協働の現状と課題」について	(43名出席)
25. 9. 4	○第1回市民活動団体交流会（19：00～更埴文化会館） ・交流テーマ「活動の現状・課題等」について	(12団体・27名)
25. 9.25	○第2回ワーキングチーム合同会議（13：30～更埴庁舎） ・テーマ「各事業を協働の視点で見つめ直そう」について	(29名出席)
25.10.17	○第2回策定委員会（13：30～更埴庁舎） ・報告 (経過、区・自治会ヒアリング、市民活動団体交流会他) ・協議 「千曲市協働のまちづくり指針（案）」について 今後の予定について 他	
25.11.21	○第1回公益的市民活動推進委員会（13：30～更埴庁舎） (協働のまちづくり市民委員会) ・委嘱、正副委員長の選任、委員任務 他 ・「協働（指針）」について ・原案検討	

年月日	内 容	備 考
25.12.3	○第2回市民活動団体交流会（18：30～更埴文化会館） ・交流テーマ「つながる」について	（18団体・34名）
25.12.12	○千曲市議会 平成25年第5回12月定例会 「総務文教常任委員会」	報告
H26.1.6 ～2.4	○パブリックコメント手続き	
H26.2.10	○パブリックコメント手続きによる意見、及び市の考え方について確認（策定委員）	
H26.2.24	○第2回協働のまちづくり市民委員会（13：30～更埴庁舎） ・報告（経過、パブリックコメント手続き） ・協議 千曲市協働のまちづくり指針（案）について 今後の進め方等について	
H26.3.3	○「千曲市協働のまちづくり指針」策定	理事者決裁
H26.3.10	○千曲市議会 平成26年第2回3月定例会 「総務文教常任委員会」	報告
(その他) 25.9 「市民満足度調査」を活用した“協働のまちづくり”についての意見把握		

## 2. 千曲市公益的の市民活動推進委員（協働のまちづくり市民委員）名簿

◎委員長 ○副委員長

<あいうえお順>

No	氏 名	団 体 名 等
1	飯 島 豪	千曲商工会議所（青年部会長）
2	内 堀 衛	公募
3	齊 間 玲 子	NPO 法人 環境市民会議
4	清 水 隆四郎	千曲市区長会連合会（会長）
5	高 野 和 也	公募
6	竹 森 竜 一	戸倉上山田商工会（青年部長）
7	塚 田 實	屋代を語る会
8	◎ 塚 原 弘 昭	学識経験者（信州大学名誉教授）
9	○ 中 澤 聖 子	NPO 法人 エリアネット更埴
10	山 口 清 史	一般社団法人 稲荷山町くらしと心を育む会

○千曲市公益的市民活動推進委員会設置要綱

平成22年12月1日

告示第66号

(設置)

第1条 市民と行政が役割を分担しながら、一緒に考え一緒に行動する「協働のまちづくり」の実現に向け、先駆的な公益的市民活動の推進を図るため千曲市公益的市民活動推進委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 「(仮称)千曲市市民参画と協働を推進するための基本指針」の策定に関すること。
- (2) 公益的市民活動の推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、公益的市民活動団体の代表者、市民、企業関係者の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年(年度単位)とし、再任を妨げない。

2 任期途中で委員が退任した場合は新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。